

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 事 項 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
200010	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要することとする内容の容認	個人情報の保護に関する法律第23条	個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされている。	①貸借人から、預金口座の開設時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する貸借人に係る個人情報の提供について、個人情報の保護に関する法律第23条に規定の本人の同意を必要としないこととする。 ・定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況を指定された者に通知すること ・定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること ② 定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者(地縁による団体)の同意を要することとする。	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。	D	I	【①について】 個人情報保護法第23条は、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることを求めている。「あらかじめ」とは第三者へ個人データが提供される時点よりも前にという意味であり、必ずしも、第三者提供を行うたびに同意を求めることを要するものではない。 また、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が書面等により本人から個人情報を直接取得する場合には、取得に先立ってその利用目的を本人に明示する必要がある(法18条第2項)。このため、当該個人情報取扱事業者が当初から個人データを第三者に提供することを予定しているのであれば、書面等でその利用目的(個人データの第三者提供)を明記し同意欄において本人の意思を確認するなど、個人情報を取得する時点で本人の同意を得おくことも可能である。 以上を踏まえ、ご提案の事項については、預金口座の開設時に貸借人から個人情報を取得するに当たって同意を得ておく等により、現行の規定で十分に対応可能であると考えます。 なお、ご提案内容によると、金融機関は、貸借人の依頼の範囲内において個人データの提供を実施することであるが、状況に照らし、貸借人が自己の個人データが第三者に提供されることにつき実質的に同意していると判断されるのであれば、当該「依頼」により、既に個人情報保護法第23条の同意は得られているものと考えられる。  【②について】 当該事項については、当方の所管外の事項であり、回答できない。	南丹田舎すまいるプラン	1 1 0 0 3 0	個人	京都府	金融庁 法務省 内閣府